

北海道告示第11140号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれの同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年8月9日

北海道知事 鈴木直道

(水産林務部所管分)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 クリーンラーチ幼苗安定確保対策事業 クリーンラーチ苗木の安定的な供給体制の確立に向けた種苗生産施設等の整備について、予算の範囲内で補助する。	林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項に基づく認定を受けた認定特定増殖事業者及びその認定を受ける見込みの者並びにその他知事が認める団体等	補助対象者が行うクリーンラーチ幼苗生産に必要なビニールハウス及び散水施設の整備に要する経費	2分の1以内	水林第14号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 水林第52号様式 水林第53号様式 別に指示する様式	水林第29号様式 水林第31号様式 水林第52号様式 水林第53号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
2 種子貯蔵管理資金利子補給金 優良な苗木の供給に必要な林業用種子の購入・生産及び貯蔵管理並びに販売を行う資金の融通を受ける北海道山林種苗協同組合に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付する	北海道山林種苗協同組合	北海道山林種苗協同組合が道内における優良な苗木の供給に必要な林業用種子の購入・生産及び貯蔵管理並びに販売事業に要する資金として、金融機関より借り入れる資金について、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間における平均借入残高（借入れ期間中の毎日の借入れ残高（延滞額を除く。）の総和（以下「積数」という。）を年間の借入	10分の10以内	水林第2号様式 水林第11号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式	水林第2号様式 水林第11号様式 水林第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 水産林務部林務局森林整備課		

		れ日数で除して得た金額（積数／365 とする。）に利子補給率を乗じて得た金 額						
--	--	---	--	--	--	--	--	--